

Payment of benefits

専門実践教育訓練給付金

教育訓練給付金（専門実践）支給の流れ



受講開始日の原則 2 週間前 までに必要な手続き

- ① 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティング
- ② 就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受ける
- ③ 下記の書類を住所地の管轄ハローワークへ提出
 - 教育訓練給付金と教育訓練支援給付金受給資格確認票
 - 上記のジョブ・カード
 - 本人・住所確認書類と個人番号（マイナンバー）確認書類
 - 写真 2 枚
※マイナンバーカードを提示することで省略可能
 - 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード
 - 専門実践教育訓練給付と特定一般教育訓練給付再受給時報告（過去に受給したことがある場合）

修了時の手続き 50%分の支給申請

受講修了日の翌日から 1 カ月以内に、管轄ハローワークへ必要書類を提出

※領収書など必要となる書類は、修了時に弊社でまとめてご用意します

令和 6 年 10 月 1 日以降に受講開始し、資格取得・就職後に賃金が 5% 以上上昇した場合
※詳細は厚労省リーフレット参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/001310141.pdf>

資格取得後の手続き 追加 20%分の支給申請

資格を取得し、修了した日の翌日から 1 年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合、その翌日から 1 カ月以内（被保険者として雇用されている方は、資格取得した日の翌日から 1 カ月以内）に、管轄ハローワークへ必要書類を提出

支給対象者

- 受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が 3 年以上（初めて支給を受けようとする場合は 2 年以上）あること
- 受講開始日時点で被保険者でない場合は、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが 1 年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大 20 年以内）であること
- 前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに 3 年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）か、離職者

専門実践教育訓練給付金の受給を希望する方は、必ず住所地を管轄するハローワークにご確認ください

一般社団法人地域連携プラットフォーム「キャリアコンサルタント養成講習」
指定番号：1110055-2010011-0